

川崎市立高等学校補助指導員設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市立高等学校（以下「学校」という。）において、補助指導員を配置することにより、学校に在籍する障害のある生徒に関わる教育の一層の充実を図ることを目的とする。

(設置要件)

第2条 補助指導員は、学校に在籍する障害のある生徒で、日常の学校における教育活動に際して援助を必要とする場合に配置するものとする。

2 配置の対象となる障害種については、その都度、教育委員会事務局が決定するものとする。

(任用期間)

第3条 補助指導員の任用期間は、6月以内の各学期の必要な期間とする。ただし、6月の範囲内で1回に限り更新できるものとする。

(任用手続)

第4条 補助指導員の任用手続については、教育長が別に定める。

(身分)

第5条 補助指導員の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条に規定する臨時的任用職員とする。

(任用条件)

第6条 補助指導員の勤務時間その他の任用条件は、川崎市教育委員会臨時的任用職員取扱要綱及び川崎市教育委員会臨時的任用職員取扱要綱実施細則の定めるところにより行う。

(職務内容)

第7条 補助指導員の職務内容は次のとおりとする。

- (1) 生徒の学校生活における身の回りの補助に関すること。
 - (2) 生徒の学校生活における移動に関すること。
 - (3) その他生徒の学校生活において必要な事項に関すること。
- (服務)

第8条 補助指導員は、次の各号に定める基本原則に基づいてその職務に従事するものとする。

- (1) 補助指導員は、所属する校長の責任において、生徒の指導にあたる教員と協力し、必要な補助指導に従事するものとする。
- (2) 補助指導員は、職務の遂行に当たっては、生徒及び保護者の意思を尊重し、全力を挙げてこれに専念しなければならない。
- (3) 補助指導員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるものの他必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。